

## 本措置の概要

○10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

### (1) 外国人の新規入国制限の見直し

○国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム(ERFS)における申請を求めない。

○外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除。

### (2) 査証免除措置の適用再開

### (3) 検査等の見直し

○新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わない。

○ワクチンの接種証明書(3回)又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求める。

### (4) 入国者総数の管理の見直し

○1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けない。

### (5) 空港・海港における国際線受入の再開

## 大阪府における外国人観光客に新型コロナウイルス感染症疑いが発生した場合の対応フロー

対象者	全ての国・地域
入国時の検疫措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効なワクチン接種証明書(3回)もしくは72時間以内の陰性証明書</li> <li>入国時検査なし</li> <li>待機なし</li> </ul>

